

三重県地球温暖化対策総合計画の改定（中間案）に対する意見募集の結果

提出いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

【対応区分】 ① 反映するもの ② 反映済みのもの ③ 参考にするもの ④ 反映が難しいもの ⑤ その他（①～④に該当しないもの）

番号	該当箇所 (中間案該当頁)	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
1	第1章2(5)基本的な方向(P11)	パートナーシップが期待される計画ですが、「民」の代表でもある「環境NPO」の参画が弱いように感じました。ダイバーシティ社会推進課NPO班を通じ、非営利の環境NPOや、SDGs推進団体との連携も強め、「産・官・学・民」の各セクターが関わっていることを県民に伝わるよう、情報発信を進めてください。	③	ご意見をいただいたようにパートナーシップが重要であることから、計画では、基本的な方向3として、多様な主体との協創を重視する旨を記載しています。いただいたご意見も参考にしながら、情報発信を進めてまいります。
2	第2章4(2)削減目標(P29)	再エネを含む新エネルギー導入の大減速を止め、積極的導入により温室効果ガス削減の2030年目標を50%減以上とすべきである。	③	今回の計画改定では、国の削減目標(▲46%)を上回る目標(▲47%)とし、あらゆる主体の参画・連携のもと、様々な施策や取組を総合的に推進して行くこととしています。 ご意見いただいたように、本計画では、再生可能エネルギーの導入・利用や未利用バイオマス・廃棄物などの利用促進に取り組むとともに、市町、事業者等と連携した地域のエネルギー資源の活用やコンパクトなまちづくり、効率的なエネルギーの地産地消のためのマネジメントシステムの構築等を通じ、地域経済の活性化や生活サービスの向上、防災対策等に資する脱炭素化に向けた街づくりの取組を促進することとしています。
3	第2章5(1)温室効果ガスの排出削減対策(P35)	地球温暖化、気候変動などの環境問題の一步目は「県民の意識向上」です。「①意識変容→②行動変容→③環境への良い影響」の①の足場固めをしないと「やらされ感」のままです。県職員および県民の意識向上のため、参加者公募のSDGs研修を今以上に充実させてください。(複数回実施)	③	ご意見をいただいたように県民の意識向上は重要な取組であることから、計画では、脱炭素型ライフスタイルへの転換として県民の意識向上と環境に配慮した行動の促進を掲げています。いただいたご意見も参考に、より一層の意識向上につながる普及啓発を進めてまいります。
4	第2章5(1)温室効果ガスの排出削減対策(P35)	SDGs研修時のアンケートまたは県民意識調査などで、県民の意識がどれくらい向上しているのかの効果測定をしてください。数値で表れにくいことこそ経年変化を追い可視化させてください。	③	現在も出前講座やセミナー開催等の際にアンケート調査を実施するなどし、県民の意識の変化の把握に努めているところですが、いただいたご意見も参考にしながら効果確認に努めてまいります。
5	第2章5(1)温室効果ガスの排出削減対策(P35)	三重県では、「クールビズよりもウォームビズのほうが温室効果ガスの排出量に二倍以上の効果があること」や、「感染防止対策上、冬季に換気を徹底するなら気温に合う服を着用しなければ不徹底が必ず生じること」、さらには、「激甚大震災時には非常用電源を暖房に充てる余裕がないこと」の理解がすすんでいないため、強く推進されたい。	③	ウォームビズやクールビズなどの取組は、冷暖房に伴う電力消費量削減への一つの提案として取り組みを推奨しており、今後も啓発及び推進を図ってまいります。また、県においても年間を通じて礼節を失わないよう留意しながらウォームビズやクールビズに取り組んでいます。

【対応区分】 ① 反映するもの ② 反映済みのもの ③ 参考にするもの ④ 反映が難しいもの ⑤ その他（①～④に該当しないもの）

番号	該当箇所 (中間案該当頁)	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
6	第2章5(1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P35)	三重県知事が自ら、記者会見に臨むにあたり、「防災の日常化」並びに「三重県版SDGsの普及」のため、冬のウォームビズを可視化された形で必ず徹底して行い、激甚大震災、及び、それに伴う大規模電源喪失や低体温症などの震災関連死防止に備えた服を着用して、三重県民の命を守るよう、啓発にあたられたい。	③	ウォームビズやクールビズなどの取組は、冷暖房に伴う電力消費量削減への一つの提案として取組みを推奨しており、今後も啓発及び推進を図ってまいります。また、県においても年間を通じて礼節を失わないよう留意しながらウォームビズやクールビズに取り組んでいます。
7	第2章5(1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P40)	工場や住宅の屋根など既存の建物や未利用地を活用した再エネの導入を図る。新築・改築時の省エネ、再エネ化を規制と助成を一体に促進する。一定規模以上の建物建設に断熱化、太陽光パネルの設置を義務化するとともに助成する。	③	本計画では、工場や住宅の屋根などに自家消費型太陽光発電設備の導入を促進するための新たな仕組みや取組を検討することとしており、いただいたご意見を参考にしながら検討を進めてまいります。 なお、断熱化を含めた建築物の省エネ対策については、国が令和4年6月に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を改正し、令和7年度までにすべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けられる予定です。
8	第2章5(1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P41)	地域の企業や家庭がCO2排出の少ない再エネ化率の高い電気を選ぶよう助言する仕組みを県がイニシアチブを発揮してつくる。	③	事業所や家庭における再生可能エネルギーの利用を促進していくため、セミナー等における情報提供のほか、三重県産再エネ電力利用促進事業を実施しているところですが、いただいたご意見も参考にしながら施策を検討してまいります。
9	第2章5(1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P41)	高効率ごみ発電施設の賛美は止め、当該部分の記述は削除すべきである	④	廃棄物については3R+Renewableを推進していくことが重要と考えています。再使用や再生利用が難しい廃棄物については、廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収を進め、ごみの持つ未利用エネルギーの利用促進を図っていくことが温室効果ガスの排出削減にとって有効な手段であると考えています。
10	第2章5(1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P41)	地域外へのエネルギー費用の流出を削減して、地域の事業所への受注や農業者の再エネ収入増による地域経済の底上げを計るシステム作りに県がイニシアチブを発揮する。	②	ご意見いただいたように、本計画では、太陽光、バイオマスなどの地域資源を生かして、地域で電力や熱などのエネルギーを生み出し、それを地域で消費することで地域活性化につながる「地産地消型のエネルギーシステム」の導入を進めることとしています。
11	第2章6(2) 三重県基準 (P49)	再エネ導入の最大の障害は乱開発である。環境を守る規制を強化するとともに、環境保全地区や建設可能地区を明確にしたゾーニング(区分)を自治体が住民の参加・合意のもとで行えるよう県がイニシアチブを発揮する。	②	本計画では、環境への負荷の少ない安全で安心なエネルギーを確保するため、地域の特性を生かした太陽光発電や風力発電など、地域の暮らしや景観に配慮するなど地域と共生が図られることを前提に再生可能エネルギーの導入を進めることとしています。 また、市町が再生可能エネルギーの導入を促進するための区域を設定する場合に、環境に適正な配慮がなされ、かつ地域で合意形成が図られた、地域共生型の再生可能エネルギーの導入を促進するための、三重県基準を定めています。